

平成25年

泉州南消防組合議会第2回臨時会会議録

平成25年 5月30日 開会

平成25年 5月30日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

平成25年 泉州南消防組合議会第2回臨時会会議録

目 次

○第1日（平成25年5月30日）（木）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	1
○本会議の会議事件	1
○会議録署名議員	2
○伊藤臨時議長着席	2
○諸般の報告	2
○開会・開議	4
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○議会議長の選挙	5
指名推選	5
辻中議長挨拶	6
○辻中議長着席	6
○議会副議長の選挙	6
指名推選	6
矢野副議長挨拶	7
○会期の決定	7
○専決報告第29号上程	7
根来消防長報告	7
質疑	8
採決	8
○専決報告第30号上程	8
根来消防長報告	8
質疑	9
採決	10
○議案第23号上程	11
泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	11
根来消防長・提案説明	11
質疑	11
討論	12

採決	12
○議案第 24 号上程	12
泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例制定について	12
根来消防長・提案説明	12
質疑	13
討論	13
採決	13
○議案第 25 号上程	13
泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について	13
根来消防長・提案説明	13
質疑	14
討論	14
採決	14
○閉会	15

泉州南消防組合議会第2回臨時会第1日

(5月30日)

平成25年 泉州南消防組合議会第2回臨時会（第1日）

平成25年5月30日（木）

○第1日の議事日程

日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3	選挙第3号	議会議長の選挙について
日程第4	選挙第4号	議会副議長の選挙について
日程第5		会期の決定
日程第6	専決報告第29～30号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第7	議案第23号	泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第8	〃第24号	泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例制定について
日程第9	〃第25号	泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

○議員定数15名

出席議員14名

辻中隆	土原こずえ	向江英雄	南良徳
河部優	大森和夫	高木謙治	伊藤幸男
反保多喜男	佐古員規	矢野正憲	見本栄次
有岡久一	楠部徹		

欠席議員1名

田島乾正

○説明員職員

管理者	千代松大耕	副管理者	向井通彦	副管理者	福山敏博
副管理者	中西誠	副管理者	原明美	副管理者	田代堯
会計管理者	勘六野正治	消防長	根来芳一	消防次長	北川悟
理事	花枝岩夫	理事	清水養一	総務課長	小西良昭
予防課長	中西正	警備課長	久保文雄	総務課参事	奥上文二

○職務のために出席した職員

理事	竹内寛二	課長代理	大江学	主幹	名倉一之
主幹	南川智春	係長	北谷守		

○本会議の会議事件

◇専決処分事項の承認を求めることについて

- ◇泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◇泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例制定について
- ◇泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

土原 こそえ

反保 多喜男

会 議 の て ん ま つ

開会（午後3時00分）

事務局（竹内 寛 二君）皆様、こんにちは。

議会開催に先立ちましてご報告申し上げます。

辻野議長、白間副議長の議員辞職により議長及び副議長が欠員となっております。

したがいまして、議会議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員様に臨時議長の職務を行っていただくこととなっております。よって、本日の出席議員中、田尻町議会から選出の伊藤議員様に臨時議長の職務を行っていただきたいと存じます。

また、ご発言時の注意事項としまして、お手数でございますが、お手元のマイクスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら再度スイッチを押して切断していただきますよう、お願いいたします。

それでは、伊藤議員様、よろしく願いいたします。

臨時議長（伊藤 幸 男君）皆さん、こんにちは。

ただ今ご紹介をいただきました伊藤でございます。

地方自治法第107条の規定により、甚だ僭越ではございますが、議会議長の選挙が終了いたしますまで臨時議長を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（伊藤 幸 男君）開会に先立ち、諸般の報告、議員辞職について報告をいたします。

当組合議員でありました泉佐野市市議会選出の辻野隆成君、新田輝彦君、岡田昌司君、田尻町議会選出の東小夜子君、仁部順行君、熊取町議会選出の白間泰男君から、いずれも一身上の都合により本組合議会議員の職を辞したい旨の願い出が議長にありました。地方自治法第126条及び泉州南消防組合議会会議規則第73条の規定により、各々許可されました。

また、各組合議員の辞職に伴い、泉州南消防組規約第7条の規定に基づき、泉佐野市議会から辻中 隆君、土原こそえ君、向江英雄君、田尻町議会から高木謙治君、私、伊藤幸男、熊取町議会から矢野正憲君がそれぞれ泉州南消防組合議会議員として新たに選出されております。

報告は以上ですが、多くの議員が関係市町議会での役員選挙により替われ、初選出となっておりますので理事者側を含めて事務局より紹介いたします。事務局よろしく願いします。

はい、事務局。

事務局（竹内 寛 二君）それでは初めに、組合議会議員の皆様方のご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしました際にその場で御起立願います。

ご紹介につきましては、今、お座りの議席番号順とさせていただきますことをご了承賜りた

いと存じます。

泉佐野市議会から選出していただきました辻中 隆議員様でございます。

(辻中 隆君) 辻中です。よろしくお願いいたします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく土原こずえ議員様でございます。

(土原 こずえ君) 土原です。よろしくお願いいたします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく向江英雄議員様でございます。

(向江 英雄君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 泉南市議会から選出していただきました、南 良徳議員様でございます。

(南 良徳君) どうもこんにちは。南でございます。どうぞよろしく。

事務局(竹内 寛二君) 同じく河部優議員様でございます。

(河部 優君) 河部です。よろしくお願いいたします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく大森和夫議員様でございます。

(大森 和夫君) よろしく。

事務局(竹内 寛二君) 田尻町議会から選出していただきました高木謙治議員様でございます。

(高木 謙治君) 高木です。よろしくお願いいたします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく伊藤 幸男議員様でございます。

(伊藤 幸男君) 伊藤です。よろしくお願いいたします。

事務局(竹内 寛二君) 岬町議会から選出していただきました反保多喜男議員様でございます。

(反保 多喜男君) 反保です。どうぞよろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 熊取町議会から選出していただきました佐古員規議員様でございます。

(佐古 員規君) 佐古です。よろしくお願いいたします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく矢野正憲議員様でございます。

(矢野 正憲君) よろしくお願ひします。

事務局(竹内 寛二君) 阪南市議会から選出していただきました見本栄次議員様でございます。

(見本 栄次君) 見本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく有岡久一議員様でございます。

(有岡 久一君) 有岡でございます。よろしくお願いいたします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく楠部 徹議員様でございます。

(楠部 徹君) 楠部です。よろしくお願いいたします。

事務局(竹内 寛二君) 最後になりましたが、本日、欠席されております田島乾正議員様が岬町議会から選出いただいております。

続きまして、管理者及び副管理者を紹介させていただきます。

泉州南消防組管理者の千代松大耕泉佐野市長でございます。

管理者(千代松 大耕君) 千代松でございます。よろしくお願いいたします。

事務局(竹内 寛二君) 同じく副管理者の向井通彦泉南市長でございます。

副管理者（向井通彦君）向井でございます。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の福山敏博阪南市長でございます。
副管理者（福山敏博君）福山です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の中西誠熊取町長でございます。
副管理者（中西誠君）中西です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の原明美田尻町長でございます。
副管理者（原明美君）原でございます。よろしくお願いたします。
事務局（竹内寛二君）同じく副管理者の田代堯岬町長でございます。
副管理者（田代堯君）田代でございます。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）次に、本日出席しております組合会計管理者及び消防組合職員を紹介させていただきます。

会計管理者勘六野正治泉佐野市会計管理者でございます。
会計管理者（勘六野正治君）勘六野でございます。よろしくお願いたします。
事務局（竹内寛二君）泉州南広域消防本部消防長根来芳一でございます。
消防長（根来芳一君）根来です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく消防次長北川悟でございます。
消防次長（北川悟君）北川です。どうぞよろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく理事花枝岩夫でございます。
理事（花枝岩夫君）花枝でございます。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく理事清水養一でございます。
理事（清水養一君）清水です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく総務課長小西良昭でございます。
総務課長（小西良昭君）小西でございます。よろしくお願いたします。
事務局（竹内寛二君）同じく予防課長中西正でございます。
予防課長（中西正君）中西です。どうぞよろしく。
事務局（竹内寛二君）同じく警備課長久保文雄でございます。
警備課長（久保文雄君）久保です。よろしく申し上げます。
事務局（竹内寛二君）同じく総務課参事奥上文二でございます。
総務課参事（奥上文二君）奥上です。よろしく申し上げます。

事務局（竹内寛二君）最後に、私、事務局を務めさせていただいております泉州南広域消防本部理事の竹内寛二でございます。

ご紹介は以上でございます。

臨時議長（伊藤幸男君）ご紹介が終わりましたので、ただ今より平成25年泉州南消防組合議会第2回臨時議会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員14名でありますので、会議が成立いたします。

なお、欠席の届出は、田島乾正議員からございましたので、報告いたします。

臨時議長（伊藤幸男君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧のとおりであります。

お諮りします。

本来なら、議長が選出された後、議席の指定及び会議録署名議員の指名を行うところでございますが、議事の進行上、臨時議長が日程第1、議席の指定から日程第2、会議録署名議員の指定、日程第3、選挙第3号 議会議長の選挙についてまでを議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(伊藤幸男君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議席の指定から日程第2、会議録署名議員の指定、日程第3、選挙第3号 議会議長の選挙についてまでを臨時議長が議題とすることに決定いたしました。

まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

補欠選挙において当選されました泉佐野市議会から選出の辻中隆君、土原こずえ君、向江英雄君、田尻町議会から選出の高木謙治君、私、伊藤幸男、熊取町議会から選出の矢野正憲君の議席につきましては、泉州南消防組合議会会議規則第3条第2項の規定により、議席については、ただ今、着席のとおり議席を指定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(伊藤幸男君) ご異議なしと認めます。

よって、議席の指定については、ただ今、着席のとおりといたします。

臨時議長(伊藤幸男君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

地方自治法第123条第2項の規定により、本会の会議録署名議員といたしまして、土原こずえ君、反保多喜男君のご兩名を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

臨時議長(伊藤幸男君) 次に、日程第3、選挙第3号 議会議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(伊藤幸男君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(伊藤幸男君) ご異議なしと認め、よって、指名の方法については、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に辻中 隆君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました辻中 隆君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(伊藤 幸男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました辻中 隆君が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました辻中 隆君が議場におられますので、告知いたします。

この際、辻中 隆君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

議長(辻中 隆君) 皆様、どうもこんにちは。

発言のお許しを得ましたので、一言議長就任のご挨拶をさせていただきます。

ただ今、議員の皆様方のご推挙をいただきまして、議長に選任させていただくことになりました辻中でございます。この場をおかりしまして厚くお礼申し上げます。

今後は組合議会運営につきましては、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、この大役を果たしたく存じあげます。皆様方の温かいご協力を申しあげますとともに、当消防組合のさらなる発展をお祈り申しあげまして、簡単措辞ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

臨時議長(伊藤 幸男君) 以上をもって、私の臨時議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。

ご協力誠にありがとうございました。

議長(辻中 隆君) それでは、議題を進めてまいります。

日程第4、選挙第4号 議会副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻中 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻中 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に矢野正憲君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました矢野正憲君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(辻中 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました矢野正憲君が副議長に当選されました。
ただ今、副議長に当選されました矢野正憲君が議場におられますので、告知いたします。
この際、矢野正憲君より発言の申し出がありますので、これを許します。
はい、矢野副議長。

副議長（矢野正憲君）改めまして、こんにちは。

発言のお許しを賜りましたので、一言就任のご挨拶を申し上げます。

ただ今、議長の方からご指名をいただきました矢野正憲でございます。

微力ではございますが、皆様のご協力、ご指導を仰ぎながら副議長の職務を全うしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（辻中隆君）おめでとうございます。

議長（辻中隆君）次に、日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長（辻中隆君）次に、日程第6、専決報告第29号から第30号までの専決処分事項の報告についてを議題といたします。

まず、専決報告第29号について提案者の報告を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、専決第1号 指定金融機関の指定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページをお開き願います。

題名に続き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、本組合の公金及び支払いの事務を取り扱わせるため指定金融機関を次のとおりとするとし、指定金融機関につきましては、大阪府大阪市北区茶屋町18番地の14、株式会社池田泉州銀行を指定させていただいております。

当銀行を専決にて指定させていただきますが、本来ですと、当銀行以外の銀行を含め、事前調整しながら複数指定も検討すべきところを、消防業務開始までに時間的余裕がなかったことから、組合設立許可時点で組合の会計管理者が属している泉佐野市の指定金融機関であり、また、その他構成市町の4団体も同じく指定金融機関とされていることから、当銀行を指定させていただいたものでございます。

なお、当銀行以外の泉佐野市の指定金融機関であるりそな銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行と4月以降これまでの間、指定についての事前協議を行ってきまして、受諾していただける見込みができましたので、改めて本議会にお諮りし、議決をいただくよう事務を進めてまいりますので、その節にはよろしくお願い申し上げます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（辻中 隆君）報告は以上のとおりです。

ただ今の報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

はい、大森議員。

（大森和夫君）今の説明でいうと、今後1つから複数、4つという、りそな、三菱、三井住友4つで進めるということで理解していいんでしょうかね。大体時期がわかれば、いつ頃ということで考えておられるのか。

議長（辻中 隆君）はい、小西課長。

総務課長（小西良昭君）大森議員のご質問にお答えさせていただきます。

今のところ池田泉州銀行を指定金融機関ということで指定させていただいて、その他の三菱、また、りそな銀行、それからUFJ銀行と協議の方が調整が終わってありまして、受諾ということになってございます。実際に8月ぐらいに議会の方に上程させていただきまして、ご承認を賜りたいと考えております。

実際の事務の開始は来年の10月から泉佐野市と同じような順番で指定銀行を指定していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（辻中 隆君）はい、大森議員。

（大森和夫君）やっぱり複数でないといけないんですか。複数のメリットみたいなのがあれば、4つも要るのかなという気もするんで、その辺は。

議長（辻中 隆君）はい、小西課長。

総務課長（小西良昭君）複数でなければならない、また単独でなければならないというような基準等はありません。事実、熊取町様の方では1行指定というところもございまして、また構成市町の中には3行指定されてるところもございまして。その中で、泉佐野市に会計管理者ということになってございまして、その辺の調整の中で、池田泉州銀行様をまず指定させていただいた上で、その他銀行様にも当然お声をかけさせていただくのが必要だというような判断の中でお声をかけさせていただいた結果、皆様方各行からご了解がいただけたというような経緯でございます。

以上でございます。

議長（辻中 隆君）いいですか。他ございませんか。

（「ございません、結構です」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第29号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻中 隆君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

次に、専決報告第30号について提案者の報告を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、専決第2号 平成25年度泉州南消防組合一般会計補正予

算（第1号）についてご説明申しあげます。

恐れ入りますが、議案書別冊1の1ページをお開き願います。

今回、専決承認をお願いいたしておりますのは、第1条歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,795万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,462万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正に係る款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページから3ページにかけまして「第1表 歳入歳出予算補正」として記載させていただいております。

続きまして、第2条におきまして、債務負担行為の補正をお願いいたしております。

その内容につきましては、5ページの「第2表 債務負担行為補正」をごらんいただきたいと存じます。

1、追加といたしまして、グループウェア賃借料で、平成25年度から平成29年度にかけまして限度額648万3,000円をお願いいたしております。

これは、当消防組合のネットワークで使用する情報共有システムを5年間賃借するための債務負担行為でございます。この情報共有システムは、元阪南岬消防組合消防本部で使用されていたものを買い取ることで泉州南ブロック消防広域化協議会でご承認いただいておりますが、その後の当該業者との協議の中で、元阪南岬消防組合消防本部のシステム自体がリース品でございまして、約款上買い取りができないことが判明したことから、今年度からこのリースを引き継ぐ形で導入するものでございます。なお、債務負担の当該年度以降の支出予定額に関する調書につきましては10ページに記載いたしております。

それでは、歳入について事項別明細書に基づきご説明申しあげますので、6ページ、7ページをお開き願います。

款諸収入、項雑入、目雑入において、歳計剰余金（阪南岬消防組合過年度未支出金）として1億4,795万5,000円を計上いたしております。

これは、元阪南岬消防組合消防本部が平成25年3月31日付で解散したことから、平成24年度の未払い職員手当及び需用費の光熱水費、修繕料などの経費等の支払いを当消防組合が引き継ぎまして、4月1日から5月31日までの出納閉鎖期間中に支払うため歳計剰余金を一般会計予算に歳入として組み込むものでございます。これらの歳入につきましては、全て元阪南岬消防組合消防本部様から当消防組合が継承したものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをごらんください。

款消防費、項消防費、目常備消防費、阪南岬消防組合過年度分支払事業として、職員手当等1億3,664万5,000円、需用費880万円などの合計1億4,795万5,000円を計上させていただいているものでございます。

説明は以上のおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

議長（辻中 隆君）報告は以上のおりです。

ただいまの報告につきまして、ご質疑なりご意見等ございませんか。

大森議員。

（大森和夫君）これも阪南岬にかかわる情報共有システムということでお聞きしたんですが、その阪南岬以外のところのこれに当たるような情報共有システム的なものがあるのかない

のか。あれば、どんな形でしているのかね。ない場合は、これから必要になっていくのかね、そんな辺はどんな感じで。

議長（辻中 隆君）はい、小西課長。

総務課長（小西 良 昭君）大森議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回導入を予定しておりますグループウェアにつきましては、泉佐野消防本部におきましては使用しておりませんでした。その他3消防本部におきましては、もう既にご使用されていたものでございます。

阪南岬様のグループウェアを継承するというのは、阪南岬様の分をリース品としてお使いやというような兼ね合いもありまして、協議会の中で継承しなさいというようなご指示がございました。それを受けまして阪南岬様のグループウェアを泉州南の方に引き継いで構築するものでございます。

そういう意味でいきますと、熊取また泉南様の方でも同様のシステムはお使いでしたということでございます。

以上でございます。

議長（辻中 隆君）はい、大森議員。

（大森 和 夫君）泉佐野にないということで、これから泉佐野の方は別にもう入れるとか、入れへんとか、その点はどうなんですか。

議長（辻中 隆君）はい、小西課長。

総務課長（小西 良 昭君）泉佐野の方で使っていないということなんですが、私も元の泉佐野消防本部職員ということで、グループウェアというのは当然使っておりませんでした。

今回、ネットワークを構築するに当たりまして、人事給与システム、財務会計システム、また文書管理システム、それから例規システム等、これは通常の普通地方公共団体におきましては使用されているもので、また、今回のグループウェア、他の消防本部さんでお使いのこのグループウェアというのも情報共有システムということで非常に有用性が高いと。その理由として消防では、例えば消火栓が使えない情報とか、またはしご車が車検でだめな場合とか、急遽消防車両に不都合を生じた場合、また道路が工事のため使用できないとか、そういう風な情報につきましてできるだけ早く職員に知らせる必要があるというような中で、このグループウェアにつきましては、瞬時に情報を共有できるというようなところで導入が必要やというような判断の中で導入させてもらったものでございます。

以上です。

（大森 和 夫君）泉佐野はどうですか。

議長（辻中 隆君）はい、根来消防長。

消防長（根来 芳一君）このグループウェアにつきましては、従来は泉佐野以外の3消防本部がそれぞれで整備しておったものなんですけれども、今回統合されたということで4消防本部の分をもうそれぞれ4つの消防本部分を阪南岬さんのグループウェアを拡大して1つのグループで使えるというように整備したものでございます。

議長（辻中 隆君）他ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第30号の専決処分事項の承認を求めることについては、報告どおり承認することに

賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(辻中 隆君) 挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

議長(辻中 隆君) 次に、日程第7、議案第23号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長(根来 芳一君) それでは、議案第23号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入れますが、議案書11ページをお開き願います。

なお、議案書別冊2の新旧対照表1ページから2ページもあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、国家公務員退職手当法が官民格差是正のため減額改正されたことを受け、当消防組合の構成市町である泉佐野市、熊取町、田尻町及び岬町が本年1月1日から、泉南市、阪南市が本年4月1日から国に準じて改正されたことにより、当消防組合の条例についても同様の減額改正を行うものでございます。

それでは、題名に続きまして、泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例(平成25年泉州南消防組合条例第6号)の一部を次のように改正するとしまして、附則に次の3項を加えるとなっておりますが、これは条例制定時の附則に議案書に記載する第5項から第7項までを加えるものでございます。

なお、第5項から第7項までの内容は、定年退職、自己都合退職もしくは勸奨による退職など、退職手当条例に規定する種々の退職の種類に対しておのおの算定した退職手当の基本額を100分の87まで段階的に減額する旨規定しているものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成25年6月1日から施行するものとし、第2項では、経過措置として100分の87の減額率を平成25年6月1日から平成26年3月31日までは100分の98、平成26年4月1日から平成27年3月31日までは100分の92とする経過措置を設けているものでございます。

なお、元泉佐野市消防本部及び熊取町消防本部の職員にあっては元団体の条例の適用を受け、平成25年1月1日から9月30日までは100分の98、10月1日から平成26年6月30日までは100分の92となっております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(辻中 隆君) これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

はい、大森議員。

(大森 和夫君) 今後退職金とかね、給与とか決める場合に、市やったら、例えば関連団体との相談とかいうのをしますよね。例えばこの消防組合の場合やったら、どんな形で行っていくんですかね。もう市が決まれば、それに基づいてということになって、その辺どうなんですか。

議長（辻中 隆君）はい、小西課長。

総務課長（小西 良昭君）基本的に給料また退職手当など、職員のととても重要な部分ということで、まず、元団体の人事担当局と協議させていただいた上で検討させていただくようにしております。

今回も国の方から退職手当関係の条例改正等を送ってきておりますので、その内容につきましても、元団体との協議の中で決定させていただくという方向で進めてまいります。

以上です。

議長（辻中 隆君）はい、大森議員。

（大森 和夫君）例えば今後、泉南市の市の職員の給料が下がったとした場合は、それが消防署員の給料に関連するということはないわけ、全く別のものとして。泉佐野やったら、例えば職員さんの給料が下がったと、その影響を広域組合の方でも影響を受けるんか。全く別のものでしょうけど、その辺はどんな風に考えておられるんでしょうか。

議長（辻中 隆君）根来消防長。

消防長（根来 芳一君）3市3町の地元団体がございますので、仮に泉佐野市の給料が下がった、退職手当が下がったというようなことで、いきなりもう泉佐野を見習って下げるんだとかいうようなことではなしに、今総務課長が言いましたとおり、やっぱり元団体3市3町のご意見、人事給与担当部局のご意見をいただきながらそこで調整を図って、この組合の議会で議案として提出させていただきたいと、このように思っております。

議長（辻中 隆君）他にないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

議案第23号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻中 隆君）挙手全員であります。

よって、議案第23号 泉州南消防組合一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（辻中 隆君）次に、日程第8、議案第24号 泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来 芳一君）それでは、議案第24号 泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改

正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入れますが、議案書13ページをお開き願います。

なお、議案書別冊2の新旧対照表3ページから5ページもあわせてご参照賜りますようお願いいたします。

題名に続いて、泉州南消防組合職員等旅費条例（平成24年泉州南消防組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行政職給料表（1）」を「給料表」に、「同給料表」を「同表」に改め、「（行政職給料表（1）の適用を受けない者については、別表第1により相当する行政職給料表（1）の級の職務）」を削るとありますが、これは、この条例の別表第1が行政職給料表（1）と行政職給料表（2）に分類されていますが、当消防組合において行政職給料表（2）に該当する職員がおらず、また、行政職給料表（1）は、一般職の職員の給与に関する条例の給料表を引用することで不要となることから、別表第1を全部削除するとともに、あわせて文言の整理を行うものでございます。

また、第15条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改め、第4項中「別表第3」を「別表第2」に改める。第16条中「別表第2」を「別表第1」に改める。別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とするとありますのは、別表第1を削ることによる表番号の修正を行ったものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するをいたしております。

説明は以上のおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（辻中 隆君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第24号 泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

議案第24号 泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（辻中 隆君）挙手全員であります。

よって、議案第24号 泉州南消防組合職員等旅費条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（辻中 隆君）次に、日程第9、議案第25号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根来 芳一君）それでは、議案第25号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、議案書15ページをお開き願います。

なお、議案書別冊2の新旧対照表7ページもあわせてご参照賜りますようお願いいたします。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）が平成25年3月27日に公布されたことに伴い、同日付で総務省消防庁から火災予防条例（例）（昭和36年自消甲予発第73号）の一部改正の通知があったためでございます。

改正の内容についてでございますが、消防法施行令第37条では、消火器を初めとする消防の用に供する機械器具等で、国の検定に合格したものを使用しなければならない検定対象機械器具等の範囲を定めていますが、今回これらの消防の用に供する機械器具等のうち消防用ホース、またその消防用ホースに使用する差込式またはねじ式の結合金具及び消防車両及び可搬式動力ポンプなどの消防用吸管に使用するねじ式の結合金具、そして漏電火災警報器が製造事業者がみずから国の定める基準に適合することを検査し、適合している旨を表示する自主表示対象機械器具等に移行されたことに伴い削除され、新たに住宅用防災警報器が国の検定に合格したものを使用しなければならないものとして追加され、消防法施行令第37条中において号ずれが生じたことにより、火災予防条例（例）の改正にあわせて、この条文を引用している泉州南消防組合火災予防条例第28条の4住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準を改正させていただくものでございます。

それでは、議案書の題名に続きまして柱書きをご覧願います。

泉州南消防組合火災予防条例（平成25年泉州南消防組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第28条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3」を「第37条第4号から第6号」に改めるとありますが、今回の改正は、先ほどご説明しました消防法施行令第37条の号ずれにより、当組合の火災予防条例についても整合を図ったものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものといたしております。

説明は以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（辻中 隆君）これより質疑に入ります。

ご質疑の点ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（辻中 隆君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

議案第25号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(辻中 隆君) 挙手全員であります。

よって、議案第25号 泉州南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程が終了いたしました。

ただ今をもって平成25年泉州南消防組合議会第2回臨時会を閉会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。

閉会(午後3時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 辻 中 隆

2番議員 土 原 こ ず え

10番議員 反 保 多 喜 男